

女性活躍推進のためのお仕事フェア 出展企業・事業所募集



結婚や出産等で離職し、市内で再就職を希望する女性を対象とした合同就職面接会の開催に伴い、出展を希望される企業・事業所を募集します。

●対象企業・事業所

甲賀市内に就業場所を有し、参加求職者を採用予定で、ハローワークに求人申し込みをしている下記いずれかの認証企業

イクボス宣言企業・女性活躍推進企業・えるぼし認定企業・くるみん認定企業・ワークライフバランス推進企業

※応募方法等詳細については、市ホームページを確認ください。

※出展決定企業・事業所は、12月6日(水)開催予定の事前説明会に出席していただきます。

問合せ 商工労政課 女性活躍推進室 TEL 69-2189 FAX 63-4087

日時 令和6年1月10日(水)
10時～13時30分

場所 あいこうか市民ホール

●募集期間 11月6日(月)～17日(金)

●出展企業数 先着15社

《福祉系(介護・医療・保育)
職種求人募集企業5社、その他の企業10社

※次の場合は、事業の開催を中止する場合があります。

・出展企業数が5社に満たない場合

・参加求職者の事前申込人数が僅少の場合



市ホームページ▶

新型コロナウイルス感染症への対応が変更されました

10月1日から新型コロナウイルス感染症への対応が下記のとおり変更されました。

詳しくは市ホームページをご覧ください。

市ホームページ▶



	～9月30日	10月1日～
患者等への対応	発熱・のどの痛み等の症状がある場合： 受診・相談センターによる相談対応 自宅療養中に体調悪化等があった場合： 自宅療養者等支援センターによる相談対応	発熱時等の受診相談、自宅療養中に体調悪化等した場合： 受診・相談センター (TEL: 077-528-3621) ※自宅療養者等支援センターは9月30日で運営を終了しました。
入院医療費	高額療養費制度の自己負担限度額から最大2万円の減額	高額療養費制度の自己負担限度額から最大1万円の減額
コロナ治療薬費用	全額公費負担(外来・入院)	一定の自己負担を求めつつ公費負担を継続
高齢者等宿泊療養施設	ホテルピアザびわ湖・ヴォーリス記念病院	9月30日で運営を終了

《市の集団接種について》

●集団接種は12月中に終了予定です

集団接種会場で接種を希望される方はお早めに検討ください。

●11月のみ信楽地域の集団接種会場が変わります

場所：信楽地域市民センター 2階 ※12月からは信楽中央病院に戻ります。

問合せ 新型コロナウイルス感染症対策室相談センター TEL 69-2154 (平日9時～17時)

11月の集団接種スケジュール



令和5年第4回甲賀市議会定例会

第4回甲賀市議会定例会が8月28日から9月27日まで開催されました。

市が提案した22件の議案は全て可決等されました。詳細は、市ホームページ「甲賀市議会」のページに掲載しています。

問合せ 総務課 総務統計係 TEL 69-2120 FAX 63-4086



市ホームページ▶

いまだきの孫育て講座受講者募集



子育てに協力してもらええることは、親にとって心強いものです。お孫さんとのかわりや、親のサポートについて一緒に考えましょう。

	日時	講座	場所	申込締切
1	11月11日(土) 9時45分～11時15分	人生を じたばた楽しむ 孫育て	まる一む 多目的室2	11月 9日(木)
2	11月25日(土) 13時30分～15時10分	いまだきの孫育て	かえで会館	11月22日(水)

対象 市内在住、または市内に孫が在住の祖父母世代 定員 30人

参加費 無料 申込方法 申込フォーム、電話、FAX

※1講座から受講できます。 ※現時点でのお孫さんの有無は問いません。

※託児はありません。 ※詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問合せ・申込み 子育て政策課 TEL 69-2176 FAX 69-2298



▶申込フォーム



▶市ホームページ

宝くじ助成でまちづくり～水口町下山区～

令和5年度コミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成)で水口町下山区が採択を受けられました。今後、地域活動の充実のため、下記の備品を活用されます。

※コミュニティ助成事業は、住民が行う区・自治会活動の支援と宝くじの普及広報を目的に、宝くじの収益金の一部を財源として区・自治会等に助成されるものです。

■下山区 助成金額 200万円

コピー機1台、パソコン2台、プロジェクター1台

問合せ 市民活動推進課 TEL 70-6032 FAX 70-6046



11月9日(木)～15日(水)

秋の火災予防運動を実施します

これからの時期は空気が乾燥し、また、暖房器具など火の取扱いが始まるため、火災の危険が非常に高まります。火災はちょっとした気の緩みや不注意から発生します。皆さんもこの運動を機会に今一度、火の取扱いには十分注意し、防火・防災意識を高めましょう！

●住宅用火災警報器の設置位置を確かめましょう！

住宅用火災警報器は「寝室」と「階段(寝室が2階以上にある場合)」に設置が必要です。適切に作動するよう、定期的に点検・清掃し、確実に作動する状態にしておきましょう。

また、住宅用火災警報器は古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあるため、設置後10年を目安に取り替えましょう。

問合せ 甲賀広域行政組合 消防本部予防課 TEL 63-7932 FAX 63-7940

✉fd-yobo@koka-koiki.jp



(画像出典：総務省消防庁)



▶HP